

事務連絡
令和2年4月3日

各都道府県

男女共同参画主管課
婦人保護施策主管課

 御中

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等」に基づき取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されます。

これを踏まえ、十分な感染防止対策を前提として、DV被害者に対する相談支援や一時保護を、継続的かつ迅速に実施するため、下記の内容に留意されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）への周知をお願いいたします。

記

1. DV被害者からの電話や面談等による相談や、DV被害者が家庭から避難し、婦人相談所一時保護所や一時保護委託契約施設である民間シェルターに保護を求める場合の保護に当たって必要となる新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等によりお示ししてきたところです。

当該事務連絡を踏まえた感染防止対策を引き続き十分に行っていただくとともに、今後懸念されるDV被害等の増加、深刻化を踏まえれば、相談対応から保護に至るまでの支援を適切に実施していくことが重要となりますので、継続的かつ迅速な対応をお願いいたします。

また、国においては、本年3月16日に、DV相談窓口（電話番号：0570-0-55210）について情報発信を行っているところであり、各都道府県においても改めて相談窓口等について必要な周知等を行われるようお願いいたします。

2. DV被害者が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、民間シェルター等の一時保護委託契約施設に直接来所し、一時保護を求める場合に必要となる対応については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」（平成23年3月31日雇児発

0331 第 20 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によりお示ししているところです。

今後、DV被害等の増加、深刻化が生じた場合には、DV被害者が直接民間シェルター等の一時保護委託契約施設に保護を求める事案が増加することも想定されますので、当該通知で示している枠組みを活用し、DV被害者から直接、保護を求められた一時保護委託契約施設においては、速やかに被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該一時保護委託契約施設に伝達することにより、被害者の負担の軽減を図りつつ、迅速に一時保護委託契約施設における一時保護を開始するようお願いいたします。